

平成21年6月3日

関係者各位

破産者株式会社SFCG  
破産管財人 瀬戸 英雄

### 役員責任査定決定について

株式会社SFCG（以下「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職が、平成21年5月8日に東京地方裁判所に対して申し立てておりました、SFCGの元代表者大島健伸（以下「大島」といいます。）を相手方とする\*役員責任の査定の申立（以下「本件申立」といいます。）につき、平成21年6月2日、東京地方裁判所が役員責任査定決定を下しました。同決定の要旨は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 当該役員責任査定決定の要旨

##### (1) 主文の内容

- ① SFCGの大島に対する損害賠償請求権の額を金717億1582万6396円と査定する。
- ② 申立費用は大島の負担とする。

##### (2) 決定理由の内容

- ① SFCGが株式会社MAGねっとホールディングスほか関連会社に対して行った譲渡担保権の設定や貸付債権の売渡しは、いずれもSFCGが何らかの対価を受けたものとは認められない無償行為というべきものであり、また、SFCGが大島に支払った平成20年8月以降の役員報酬は、SFCGが遅くとも同年9月末の時点で支払不能の状態であることを知りながら、同年11月になって同年8月分まで遡って月額2000万円を月額9700万円に増額されたものであって、何らの合理性、必要性を認めることができないものである。また、SFCGが株式会社ブルーバード（大島の妻が代表取締役を務めている。）から賃借し、大島

---

\* 役員責任査定の申立てとは、破産者の役員に対する損害賠償請求権の有無及び内容の査定を裁判所に求める手続きです。

の自宅として供されている松濤ゲストハウスの賃料についても、同年11月になって同年9月分まで遡って月額1000万円を月額2100万円に増額されたものであり、SFCGが株式会社ケン・エステート（大島の妻が代表取締役を務めている。）から賃借し、大島の趣味である空手道場たる修行場に供されている渋谷区松濤の建物の賃料についても、同じく同年11月になって同年9月分まで遡って月額525万円から月額1050万円に増額されたのであって、いずれも何らの合理性、必要性を認めることができないものである。

- ② 以上によれば、SFCGのした前記一連の行為は、SFCGが既に支払不能の状態にあることを知りながら、債権者からの請求を免れるため、ことさらSFCGの責任財産を関連会社等に移転させるなどして減少させたものと評価せざるを得ない。そして、上記行為当時、大島は、SFCGの代表取締役の地位にあった（なお、大島がSFCGの代表取締役を辞任したのは、平成21年2月20日である。）のであるから、大島に取締役としての善管注意義務違反ないし忠実義務違反があることは明らかである。
- ③ 証拠及び審尋の全趣旨によれば、SFCGは、大島の前記②の義務違反行為により、少なくとも合計717億1582万6396円の損害を被ったものと認めることができる。SFCGの前記①の一連の行為につき、否認権の行使により破産財団の回復がなされる可能性があるとしても、上記判断は左右されない。
- ④ よって、主文のとおり決定する。

## 2. 今後の見通し

本件役員責任査定決定については、大島の不服申立がなければ約1か月で確定し、不服申し立てがなされれば訴訟手続きに移行する見通しです。今後、本件申立につきましては、手続の進行に従い、本ホームページを通して適宜ご報告を行ってまいります。

以上